

日南市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び日南市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、宮崎県と共同して行う宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとし、交付については、宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（令和元年7月19日定め。以下「県要領」という。）、各法令、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号）等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 2人以上の世帯 1世帯当たり 100万円（申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は200万円とする。）
- (2) 単身世帯 60万円

(交付要件)

第3条 移住支援金の交付対象となる者は、県要領第5の1(1)に定める要件を満たす者とする。

ただし、県要領第5の1(1)④の関係人口に関する要件については、次に掲げる各号のいずれも満たさなければならない。

- (1) 支給対象者の要件（移住前の要件）
日南市に居住経験のある者
- (2) 地域の担い手確保の要件（移住後の要件）
次のア又はイのいずれかを満たすこと。
ア 農林水産業に就業した者
イ 日南市企業立地促進条例に基づく指定工場等に就業した者

(交付申請)

第4条 移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、日南市移住支援金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、本市に転入してから1年以内の間に、市長に提出するものとする。

- (1) 写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券の写し等提示により本人が確認できる書類）
- (2) 本市に転入する前住所地の住民票除票の写し（2人以上の世帯にあっては、全

ての世帯員のもの)。ただし、転居歴があり、除票の写しのみで確認できない場合は戸籍の附票の写しにより確認する。

- (3) 移住支援金の交付申請に関する誓約事項(別記様式第1号 別紙1)
- (4) 移住支援金に係る個人情報取扱いについての同意書(別記様式第1号 別紙2)
- (5) 移住支援金の振込を希望する預金通帳又はキャッシュカードの写し等(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人が分かるもの)
- (6) 移住元要件に関する書類
 - ア 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ必要な書類
 - ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
 - イ 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類
 - ・開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)
 - ・個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)
 - ウ 東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類
 - ・卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
 - ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- (7) 就業に関する書類
 - ア 移住支援金(就業及び専門人材の場合)申請者のみ提出が必要な書類
 - ・就業証明書(別記様式第2-1号)
 - イ 移住支援金(テレワークの場合)申請者のみ提出が必要な書類
 - ・就業証明書(別記様式第2-2号)
 - ウ 移住支援金(起業の場合)申請者のみが必要な書類
 - ・起業支援金の交付決定通知書
 - エ 移住支援金(関係人口の場合)申請者のみが必要な書類
 - ・支給対象者の要件が確認できる書類
 - ・地域の担い手確保の要件が確認できる書類

(交付決定及び額の確定通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金の交付が適当であると認めるときは、日南市移住支援金交付決定兼確定通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第6条 市長は、前項の規定により移住支援金の交付決定を行ったときは、交付決定を受けた者(以下「支援対象者」という。)に対して、交付決定日の翌日から起算して3か月以内又は交付決定年度の2月末のいずれか早い期日までに移住支援金を交付

するものとする。

(交付決定兼確定通知書の再交付)

第7条 支援対象者が、紛失等の理由により日南市移住支援金交付決定兼確定通知書の再交付を必要とするときは、日南市移住支援金交付決定兼確定通知書再交付申請書(別記様式第4号)を市長に提出するものとする。

(再交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の再交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに日南市移住支援金交付決定兼確定通知書(再交付)(別記様式第5号)を支援対象者に交付するものとする。

(変更等の報告)

第9条 支援対象者は、県要領第5の1(1)に定める要件に該当しなくなったとき又は県要領第5の1(2)に定める移住支援金の返還要件に該当するときは、速やかに変更等報告書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、日南市移住支援事業の適切な実施等を確保するために必要があると認めるとき、又は宮崎県知事から宮崎県移住支援事業の適切な実施を確保するため必要であると要請を受けたときは、支援対象者に対し、日南市移住支援事業及び宮崎県移住支援事業に関する報告及び立入調査を、宮崎県と共同して行うものとする。

(返還請求)

第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が県要領第5の1(2)に定める移住支援金の返還要件に該当すると認めるときは、当該移住支援金の交付を受けた者に対し、移住支援金返還請求書(別記様式第7号)により、移住支援金の全額又は半額の返還請求をするものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認め、宮崎県知事が同意した場合は、この限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市が宮崎県と協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。2 令和元年7月22日から令和3年3月31日までに転入した者の移住元の要件については、以下のとおりとする。次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(1) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。

(2) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続5年以上、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに転入した者の移住元の要件については、以下のとおりとする。

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(2) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算年とすることができる。）

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに転入した者への交付金額については、以下のとおりとする。

移住支援金の金額は、2人以上の世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年6月23日から施行し、改正後の日南市移住支援金交付要綱

の規定は、施行日以降に転入した者に適用する。

(読替規定)

2 令和5年6月22日以前に転入した者の各要件については、以下に記載するものを除き、改正後の県要領のとおりとする。

(1) 移住先に関する要件

県要領第5の1(1)①(イ)c中「転入後1年以内」とあるのは、「転入後3か月以上1年以内」と読み替えるものとする。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

県要領第5の1(1)②1(オ)中「対象事業所に就業していること」とあるのは、「対象事業所に就業し、申請時において当該事業所に連続して3か月以上在職していること」と読み替えるものとする。

イ 専門人材に関する要件

県要領第5の1(1)②2(イ)中「無期雇用契約に基づいて就業していること」とあるのは、「無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること」と読み替えるものとする。

ウ 世帯に関する要件

県要領第5の1(1)⑥(エ)中「転入後1年以内」とあるのは、「転入後3か月以上1年以内」と読み替えるものとする。

附 則(令和7年7月1日日南市告示第99号)

1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の日南市移住支援金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

2 令和7年3月31日以前に転入した者については、以下に記載するものを除き、改正後の県要領のとおりとする。

(1) 定義

県要領第4の1の「条件不利地域」とは、以下の市町村をいう。

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

(2) 就職に関する要件

県要領第5の1(1)②1(エ)については、「就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている事業所への就業でないこと。」とする。

(3) テレワークに関する要件

県要領第5の1(1)③については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

① 県要領第5の1(1)④については、県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、市町村が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 市町村において、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。

イ 対象範囲の明確化に当たっては、県等関係機関と調整のうえ、事業実施計画の付属資料として添付していること。

② 改正後の県要領第5の1(1)⑧(ア)hについては、適用しない。